

古賀市健康文化施設
(クロスパルこが)

指定管理者募集要項

令和4年8月
古賀市

目次

- 1 指定管理者制度導入の目的
制度の目的
- 2 設置目的及び管理運営方針
 - (1) 設置目的
 - (2) 管理運営方針
- 3 施設の概要
- 4 管理に要する経費等
 - (1) 指定管理者の収入として見込まれるもの
 - (2) 指定管理料の支払い
 - (3) 管理口座
- 5 指定期間
 - (1) 指定期間
 - (2) 引継ぎ期間
- 6 申請手続き等
 - (1) 申請の受付
 - (2) 申請書類
 - (3) 留意事項
 - (4) 指定管理者の募集及び選定スケジュール（予定）
 - (5) 説明会（施設見学会）
 - (6) 募集要項に関する質問の受付
- 7 申請の資格
- 8 選定の基準
 - (1) 選定の基準
 - (2) 審査手順
- 9 リスク分担
- 10 協定に関する事項
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 基本協定内容（予定）
 - (3) 協定の解除
- 11 参考

1 指定管理者制度導入の目的

制度の目的

利用者の多様なニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間のノウハウを最大限に活用することにより、市民サービスの向上を図ることを目的としています。

古賀市では、指定期間が令和5年3月31日で終了する公の施設である古賀市健康文化施設の管理をお願いする指定管理者を募集します。

指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の規定を参照して下さい。

- ・ 地方自治法
- ・ 古賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同施行規則
- ・ 古賀市健康文化施設条例、同施行規則
- ・ 古賀市個人情報保護条例
- ・ 古賀市情報公開条例
- ・ その他関係する法令

2 設置目的及び管理運営方針

(1) 設置目的

古賀市健康文化施設は、市民の健康づくり、生涯スポーツ及び文化の振興を図り、障がい者・高齢者と共に生きる健やかな地域社会づくりの実現に資することを目的としています。

(2) 管理運営方針

指定管理者制度は、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度です。このため、指定管理者は自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、市民のサービス向上を図っていく必要があります。

ついては、施設の指定管理者は、次の項目に留意して管理運営を実施することとします。

- ① 市民の健康づくり、生涯スポーツ及び文化の振興を図り、障がい者・高齢者と共に生きる健やかな地域社会実現を目的とした施設である事に留意し、管理運営を行うこと。
- ② 老若男女、障がいの有無を問わず全ての市民が気軽に親しめる場を提供できるよう、利用者に対しては柔軟な対応を必要とし、また、積極的に利用者の意見を取り入れること。
- ③ 管理運営方法を創意工夫するとともに社会の変化に対応した改良・改善を積極的に図ること。
- ④ 事業の目的を達成するために必要な人員配置を行うこと。
- ⑤ 地域に根ざした施設の管理運営に留意し、地域との連携、相互参画を推進すること。
- ⑥ 特定の個人や団体等に有利あるいは不利になることがないよう、利用者の平等な

利用を確保すること。ただし、市の利用等の公的利用の場合はこの限りではない。

- ⑦ 施設全体について、良好な衛生環境保持に努めるとともに、廃棄物の管理・処分については、関係法令を遵守し実施すること。
- ⑧ 施設内の植栽等を良好な状態に保ち、施設の景観を保持するため、第1駐車場を含む施設内の植栽の管理（散水、剪定、害虫駆除、草刈等）を適宜実施すること。
- ⑨ 当該施設の駐車場及び体育館は、災害発生時に一時避難所としての役割を果たすため、その運営には積極的に支援、協力すること。

3 施設の概要

施設名	古賀市健康文化施設「クロスパルこが」
所在地	福岡県古賀市青柳町830番地1
竣工日	平成17年2月18日
開所日	平成17年4月1日
土地建物	敷地面積：約18,000㎡ 建築面積：5,837.38㎡ 延床面積：7,242.79㎡ 建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造
施設概要 (館内施設)	多目的体育館、温水プール、子ども用プール、スタジオ、マシンジムコーナー、風呂、多目的ホール、事務室等

4 管理に要する経費等

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

① 市からの指定管理料

指定管理料とは、経費の総額が後述する施設使用料金やその他の収入だけでは賄われない場合に指定管理者に支払われるものです。指定管理料を算出するための経費は、施設の維持管理及び事業実施のために必要な人件費、事務費、施設管理運営費（修繕料、光熱費※、保守管理費等）、事業費等の直接・間接経費すべてとなります。この他の市からの負担については、「9 リスク分担」に記載しているもののみとします。

※上下水道料金については、指定管理者が上下水道事業者と契約し、市が負担します。

※光熱費については、協定締結時に基準額を設け、年度毎に基準額を超えた場合は単価の上昇分のみ市が負担します。

【参考】 現指定期間の指定管理料（税込） … 令和2年度：26,000,000円
令和3年度：25,000,000円
令和4年度：24,000,000円

② 施設利用料金

施設の利用にかかる料金（地方自治法第244条の2第8項に定める「利用料金」）は指定管理者の収入となります。

利用料金の額は、古賀市健康文化施設条例（平成16年条例第13号。以下「施設条例」という。）第10条第1項に規定する利用料金の範囲内において、指定管理者が市と協議を行い、市長の承認を得て定めるものとします。

また、指定管理者は、施設条例第12条に基づき、利用料金の減免を行えるものとします。

指定管理者が預かった指定期間以後の利用に係る利用料金については、市が新たな指定管理者を指定しかつ利用料金制度を導入する場合は当該指定管理者に対して、その他の場合は市に対して、指定期間終了日までに支払うものとします。

現在の利用料金を下回る利用料金を定める場合は、指定管理期間前に当該指定期間の利用許可を受けていた利用者に対し、改定後の利用料金と改定前の利用料金との差額を還付するものとします。

現在の使用料又は利用料金を上回る利用料金を定める場合は、指定管理期間前に当該指定期間の利用許可を受けていた利用者に対し、従前の利用料金で利用させることとします。

【参考】施設及び附属設備の利用料金の上限

古賀市健康文化施設条例 別表（第10条第1項関係）

区分		金額	適用
個人の利用	プールのみの利用	500円	1人1回当たり
	浴室のみの利用	500円	
	全館利用	2,000円	
第1体育館、第2体育館の利用	入場料金を徴収しない場合の利用	1,500円	1時間1面当たり
	入場料金を徴収する場合の利用	11,500円	
	運動以外の目的で使用する場合の利用	18,200円	
会議室の利用		500円	1時間1室当たり
附属設備の利用		規則で定める。	

※ 個人の利用における全館利用の利用料金にて利用できる施設の範囲は、プール、浴室、マシンジム、スタジオ及び第2体育館とする。

※ この表の金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額を利用料金の上限額とする。

古賀市健康文化施設条例施行規則 別表（第2条関係）

区分		金額	摘要
冷暖房の利用	第1 体育館客席	500円	一時間当たり
	第2 体育館	1,000円	
個人専用ロッカー		700円	一月当たり

③ その他の収入

業務基準書で定められた業務ではなく、指定管理者が自ら企画・実施する各事業の収入等を、自らの収入にすることができます。施設の目的外の事業を行う場合は、目的外使用許可を得ることが必要です。

物品販売、自動販売機等、上記以外で収入が見込まれるものがあれば、事業計画書に明示してください。

(2) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の月ごとに支払います。月の1日から末日までをもって1月とし、1月に満たない期間は日割り計算とします。また、指定管理者の請求に基づき、請求を受けた日の属する月の翌々月末日までに、指定管理者の指定する銀行口座へ振り込みます。

(3) 管理口座

指定管理料及び利用料金は、団体自体の口座とは別の口座で管理していただきます。

5 指定期間

(1) 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

ただし、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定を取り消すことがあります。

(2) 引継ぎ期間

現在、施設を受託している団体を除き、新たに指定管理者に指定された団体は、施設

運営を円滑に移行するため、現在の施設の運営方法等を参考にするとともに、利用者と職員との人間関係づくりを行うことを目的とし、令和4年度に一定期間の引継ぎを受けること。

ただし、引継ぎの人件費等の必要経費については、市が別途支給することはありませんので、管理運営経費に含めて精算してください。

※引継期間は令和5年3月の間で、市と協議の上、団体が必要と認める期間とする。

6 申請手続き等

(1) 申請の受付

- ・受付期間：令和4年9月6日（火）～令和4年9月16日（金）
9：00～12：15、13：00～17：00
（土曜、日曜日及び祝日を除く。）
- ・提出先及び問い合わせ先
〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号
古賀市役所総務部人事秘書課人事係
電話：092-942-1121 内線384
FAX：092-942-3758
E-mail：jinji@city.koga.fukuoka.jp
- ・申請方法：提出先へ直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれか）とします。ただし、郵送の場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。電送による提出は受け付けません。
- ・提出部数：13部（正本1部、副本12部）※副本は、コピーで可

(2) 申請書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 共同事業体申請書（様式第1-2号）
※共同事業体を組成する場合のみ提出してください。
- ③ 事業計画書（様式第1-4号）
- ④ 収支予算書（様式第1-5号）
※消費税及び地方消費税の税率は、10%で積算してください。
- ⑤ 団体概要（様式第1-6号）
- ⑥ その他添付書類※様式は自由
 - ア 定款、寄付行為その他これらに準じる書類
 - イ 法人登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）
 - ウ 役員名簿
 - エ 市税、都道府県税、国税の滞納がないことを証明する書類

i 市町村民税

所在地の市町村が発行する市町村税の滞納（未納）がないことの証明

- ・支店等代理人に委任するものは、当該支店等の所在地自治体が発行する証明とする。
- ・当該支店等に課税がなく滞納がない証明が発行できない場合、本店の所在地のものを添付のこと。

ii 都道府県民税

所在地の都道府県が発行する都道府県税の滞納（未納）がないことの証明

- ・支店等代理人に委任するものは、当該支店等の所在地自治体が発行する証明とする。
- ・当該支店等に課税がなく滞納がない証明が発行できない場合、本店の所在地のものを添付のこと。

iii 国税（消費税及び地方消費税・法人税（個人経営にあつては所得税））

国税（消費税及び地方消費税・法人税）の滞納（未納）がないことの証明

管轄の税務署発行で、法人は「納税証明書その3の3」、個人経営は「納税証明書その3の2」を提出すること。

- ・支店等代理人に委任するものは、当該支店等の所在地自治体が発行する証明とする。
- ・当該支店等に課税がなく滞納がない証明が発行できない場合、本店の所在地のものを添付のこと。

iv 法人で古賀市在住の代表者（委任する場合は代理人）個人の古賀市税

法人で代表者（委任する場合は代理人）が古賀市在住の場合、そのものの滞納（未納）がないことの証明

※「滞納（未納）税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の納税証明書（直近2ヶ年分）を提出すること。

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

カ 施設と同種又は類似の施設の管理運営実績を証する書類（指定管理者として管理運営に関わった全期間のもの）

※次の内容が記載されたものとします。

- ・同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の所有者、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間利用者数等
- ・同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間
- ・同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

キ その他、古賀市が特に必要と認める書類

(3) 留意事項

- ① 選定委員、本市職員並びに募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格になることがあります。
- ② 応募一団体（グループ）につき、応募は1件とします。複数の応募はできません。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ⑤ 収支予算の算定根拠等については、詳細に記載してください。
- ⑥ 申請書類は返却しません。

なお、提出された書類は、古賀市情報公開条例の規定により開示する場合があります。

- ⑦ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ⑧ 応募に関して必要になる費用は団体の負担とします。
- ⑨ その他古賀市が必要と認める場合は、追加資料の提出や詳細説明を求めることがあります。

(4) 指定管理者の募集及び選定スケジュール（予定）

ア 募集要項の配布	令和4年 8月 1日～23日
イ 説明会(施設見学会)の開催	令和4年 8月25日
ウ 募集要項に関する質問の受付	令和4年 8月25日～8月31日
エ 申請受付	令和4年 9月 6日～16日
オ 選定委員会による選定	令和4年 9月～10月
キ 候補者の決定、公表	令和4年11月初旬
ク 指定管理者の指定	令和4年12月
ケ 指定管理者との協議	令和5年 1月～ 2月
コ 指定管理者との協定締結	令和5年 3月

※ エの受付時間は、9：00～12：15、13：00～17：00とします。
また、土日祝日の受付は行っておりません。

(5) 説明会（施設見学会）

説明会（施設見学会）を下記のとおり開催します。応募の予定のある団体につきましては、必ず参加をお願いします。説明会への参加が応募の条件となります。なお、共同事業体の組成を検討されている団体は、共同事業体の構成団体のいずれかが、必ず参加するようお願いいたします。

- ・ 開催日時 : 令和4年8月25日（木）10：00
- ・ 開催場所 : 古賀市健康文化施設「クロスパルこが」
(福岡県古賀市青柳町830番地1)
- ・ 参加申し込み : 令和4年8月24日（水）12：00までに指定管理者施設見学会参加申込書(様式第1-1号)に必要事項を記入の上、電子メールにて(1)の提出先までお申し込みください。すでに共同事業体を組成している場合は、指定管理者募集に係る共同事業体申請書（様式第1-2号）もあわせて提出してください。

(6) 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を下記のとおり受け付けます。

- ・ 受付期間 : 令和4年8月25日（木）～8月31日（水）17：00まで
- ・ 受付方法 : 質問書（様式第1-3号）に記入の上、電子メールで送付してくだ

さい。これ以外での方法（電話、口頭等）での質問は受け付けません。

- ・ 送付先 : (1)の提出先
- ・ 回答方法 : 令和4年9月5日(月)までに施設見学会出席者全員に文書にて回答します。(電子メールにて回答)

7 申請の資格

応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、法人格は必ずしも必要ありませんが、個人での応募はできません。加えて、6(5)に記載しておりますとおり、説明会（施設見学会）に参加していない場合（共同事業体を組成する場合は、共同事業体の構成団体のいずれも参加していない場合）も応募できません。また、次に該当しないものに限りません。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定により古賀市における一般競争入札の参加を制限されているもの
- ・ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- ・ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、同法第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市町村長の兼業禁止）及び同法第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの
- ・ 国税及び地方税を滞納しているもの
- ・ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び古賀市暴力団排除条例に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人等

8 選定の基準

(1) 選定の基準

指定管理者の選定にあたっては、「古賀市指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、「古賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」の下記基準に基づき、審査等による選定を行い、優先候補者を決定します。

- ① 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られること
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること
- ④ 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること

※審査基準については、別添1を参考にしてください。事業計画書において、特に検

討を要する項目については、別添2を参照してください。

(2) 審査手順

① 応募書類の確認

団体からの応募書類を確認します。

② 選定委員会の開催

応募書類を基に、選定委員会において審査を行います。

必要に応じて選定委員会によるヒアリングや実地調査を実施します。(詳細については別途通知)

③ 選定結果の通知

選定委員会による選定結果報告に基づき指定管理者の候補者を決定し、応募団体に文書にて通知します。

9 リスク分担

本市と指定管理者のリスク分担の基本的な考え方は次のとおりです。詳細については、協定で定めるものとします。分担表一覧に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、指定管理者と本市の協議し決定するものとします。

項目	内容	負担者	
		本市	指定管理者 (応募団体)
募集手続き	応募に関して必要となる費用		○
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
協定は締結できたが協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	○	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
書類の誤り	業務基準書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	

	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報情報の漏洩や犯罪発生等		○
災害発生時	自然災害により本施設が一時避難所として開設したことに伴い、市の要請に基づき負担した費用	○	
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加や指定管理料の減額等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減		○
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので1件あたり10万円(税別)未満のもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外による施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた1件あたり10万円(税別)未満のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	

管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべく行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○ (市が求償権を行使)
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○ (市が求償権を行使)
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
	市側の要因により、事業終了に際し大規模改修・閉鎖・機能転換等が行われる場合について、指定期間中の減収の補てんや増加費用の負担	両者の協議	
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業に係る経費負担	両者の協議	

10 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

選定委員会の審査より選ばれた指定管理者候補についてはその後、議会の議決後に候補者を指定管理者として指定するとともに、指定期間中の包括的な事項を定める基本協定を締結します。

議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に、指定管理者候補を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、当該候補を指定管理者に指定しません。なお、指定管理者候補が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については一切補償しません。

(2) 基本協定内容（予定）

古賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき下記の内容で協定を締結します。

① 指定の期間に関する事項

- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 公の施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- ⑧ 公の施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- ⑨ その他市長等が別に定める事項
 - ・ 業務の範囲と実施条件
 - ・ 指定管理者評価に関する事項
 - ・ 備品の帰属等に関する事項
 - ・ 費用負担に関する事項
 - ・ その他

(3) 協定の解除

市又は指定管理者は、相手方が協定に違反し、その違反により業務の遂行が不可能になった場合は、協定を解除することができます。また、この場合において、市又は指定管理者が損害を受けたときは、相手方はその損害を賠償しなければなりません。

協定が解除された場合は、指定管理者は市が引き続き施設の管理運営を行えるよう必要な協力を行わなければなりません。また、この場合において、指定管理者の責に帰すべき事由により協定が解除されたものであるときは、協力に必要な経費は指定管理者の負担とします。

1 1 参考

- (年度別利用状況及び水道光熱関係状況) 別添3のとおり
- (施設の修繕・工事一覧表 10万円未満) 別添4のとおり

指定管理者選定審査基準

別添1

選定基準	審査項目	審査内容
1 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること (手続条例第4条第1項第1号)	利用者の平等な利用の確保	施設運営のための運営方針は適切か
		事業内容等に偏りがいないか
		利用者の平等な利用が確保されているか
		利用促進への取組内容は適切か
	利用者へのサービス向上	サービス向上のための取組内容は適切か
		利用者の意見の把握・反映の内容は適切か
		利用者からのクレームへの対応は適切か
		施設の設備等の活用の内容は適切か
		地域との交流のための取組内容は適切か
		2 事業計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること (手続条例第4条第1項第2号)
施設の管理運営に係る経費の内容	経費節減のための取組は適切か	
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること (手続条例第4条第1項第3号)	収支計画の内容及びその実現性	収支計画と事業計画の整合は取れているか
	安定した運営が可能となる人的能力	職員の採用・確保・配置の方策は適切か
		職員の研修体制等は十分か
4 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること (手続条例第4条第1項第4号)	安定した運営のための財政的基盤	団体の財務状況は健全か
	個人情報の保護措置・情報公開	個人情報の保護措置及び情報公開の取組内容は適切か
	類似施設の運営実績	類似施設や類似業務を良好に運営した実績はあるか
5 その他	その他の提案・企画	提案・企画の内容等は適切か
6 指定管理料	指定管理料	指定管理料

事業計画書における重点的な検討項目

1. 各種運動プログラムの提供について

本施設は、条例において「市民の健康づくり、生涯スポーツ及び文化の振興を図り、障害者・高齢者と共に生きる健やかな地域社会づくりの実現に資する」ことを設置目的としています。

子どもから高齢者まで、障がい者を含め充実した運動プログラムの提供が必須となることから、より多くの市民に利用して頂けるための取組について提示してください。

また地域と連携した運動プログラムの提供についても、併せて提示してください。

2. 施設及び施設に付随する設備の維持管理について

本施設は設置後 17 年が経過し、老朽化も進んでいることから、維持管理についてはこれまで以上の配慮が必要となります。利用者の安全確保に留意しながら快適な環境のもとで利用ができるための施設・設備の管理や、利用環境の整備に係る取組について提示してください。

3. 利用促進に向けた取組について

利用者確保のための広告宣伝や販売促進、また利用料金の設定等についての計画を提示してください。

4. 成果配分について

収支に余剰が出た場合（利益があった場合）は、成果配分を求めます。成果配分の考え方について（計算方法、配分の割合）について提示してください。

以上の項目について重点的に検討を行い、事業計画書に記載してください。

古賀市健康文化施設（クロスパルこが）年度別事業報告書一覧

			H31年度	R2年度(*)	R3年度(*)
営業日数			302 人	252 日	225 日
（年 在 度 籍 未 状 数 況 ）	内 訳	会員（大人男性）	652 人	450 人	417 人
		会員（大人女性）	585 人	407 人	332 人
		会員（子ども）	231 人	265 人	319 人
	会員在籍者合計		1,468 人	1,122 人	1,068 人
	内ナイト会員		257 人	159 人	166 人
	内減免者(月平均数)		109 人	88 人	85 人
利 用 者	内 訳	会員延べ利用者数	145,067 人	105,914 人	89,532 人
		都度延べ利用者数	13,735 人	11,814 人	10,148 人
		体育館延べ利用者数	30,513 人	17,666 人	18,164 人
		多目的ルーム延べ利用者数	861 人	702 人	702 人
	利用者合計		190,176 人	136,096 人	118,546 人
都 度 利 用 者 内 訳	都度利用者 計〔減免抜き〕		12,622 人	9,086 人	8,588 人
	都度利用者 計〔減免〕		915 人	923 人	966 人
	都度利用者 計〔介添〕		121 人	104 人	100 人
	全施設利用 計		136 人	26 人	1 人
	一般利用者		125 人	26 人	1 人
	減 免		11 人	0 人	0 人
	プール利用 計		10,744 人	7,239 人	6,786 人
	大 人		8,694 人	5,349 人	4,793 人
	子 ど も		1,447 人	1,207 人	1,395 人
	減 免		603 人	683 人	598 人
	風呂利用 計		2,657 人	1,699 人	1,978 人
	大 人		1,963 人	1,306 人	1,443 人
	子 ど も		393 人	157 人	193 人
	減 免		301 人	236 人	342 人
	ジム利用 計			1,045 人	789 人
	大 人			1,041 人	763 人
子 ど も			0 人	0 人	
減 免			4 人	26 人	
体育館・多目的ルーム 利用件数 計			1,134 件	762 件	720 件
体 育 館			1,039 件	675 件	623 件
多目的ルーム			95 件	87 件	97 件

(*)新型コロナウイルス感染症の影響により、次の期間、施設を閉館とした。

令和2年度:4月1日～5月31日

令和3年度:5月12日～6月20日、8月7日～9月30日

古賀市健康文化施設(クロスパルコが)月別・年度別施設管理(電気・ガス使用)関係集計表【使用量】

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
使用量	電気 (kwh)	H31年度	92,794	84,379	90,118	95,251	107,845	98,947	103,962	92,573	83,390	82,453	83,429	80,030	1,095,171
		R2年度	25,422	30,727	70,795	86,088	98,387	80,195	72,694	69,562	70,133	79,420	62,225	61,468	807,116
		R3年度	59,470	36,167	46,565	106,193	43,840	29,197	79,883	70,548	82,933	87,041	83,375	75,283	800,495
	ガス (m ³)	H31年度	7,959	8,190	5,758	4,822	3,041	2,286	3,044	4,704	6,902	8,033	8,388	9,953	73,080
		R2年度	286	537	2,887	2,588	2,628	3,527	4,821	5,770	7,109	6,860	6,779	7,432	51,224
		R3年度	6,041	2,049	1,375	2,667	617	128	3,556	5,897	6,428	8,175	7,755	7,164	51,852

古賀市健康文化施設(クロスパルコが)月別・年度別施設管理(電気・ガス使用)関係集計表【金額・税抜き】

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
使用料	電気 (円)	H31年度	1,511,210	1,392,353	1,467,701	1,530,688	1,785,621	1,656,894	1,718,902	1,465,287	1,340,454	1,324,066	1,333,455	1,284,466	17,811,097
		R2年度	628,991	709,753	1,313,979	1,544,598	1,733,432	1,459,097	1,345,982	1,298,751	1,307,362	1,450,776	1,191,475	1,180,060	15,164,256
		R3年度	1,149,930	812,264	973,017	1,900,252	936,274	709,893	1,493,499	1,349,180	1,540,652	1,604,161	1,547,486	1,422,383	15,438,991
	ガス (円)	H31年度	1,297,317	1,392,300	990,376	776,342	431,823	315,468	407,897	667,968	1,028,399	1,237,082	1,392,409	1,672,104	11,609,485
		R2年度	42,156	75,018	441,422	409,939	419,166	566,436	768,949	958,397	1,227,724	1,275,274	1,386,983	1,594,164	9,165,628
		R3年度	1,309,085	421,479	278,300	589,673	146,599	30,976	930,960	1,731,948	1,845,478	2,167,192	2,098,503	2,096,186	13,646,379
	光熱費 合計 (円)	H31年度	2,808,527	2,784,653	2,458,077	2,307,030	2,217,444	1,972,362	2,126,799	2,133,255	2,368,853	2,561,148	2,725,864	2,956,570	29,420,582
		R2年度	671,147	784,771	1,755,401	1,954,537	2,152,598	2,025,533	2,114,931	2,257,148	2,535,086	2,726,050	2,578,458	2,774,224	24,329,884
		R3年度	2,459,015	1,233,743	1,251,317	2,489,925	1,082,873	740,869	2,424,459	3,081,128	3,386,130	3,771,353	3,645,989	3,518,569	29,085,370

古賀市健康文化施設（クロスパルこが）上水道・井戸水量

(水量: m³)

		3,4月分	5,6月分	7,8月分	9,10月分	11,12月分	1,2月分	合計
H31年度	上水	3,322	3,207	3,628	3,312	3,273	3,550	20,292
	井戸水	1,565	1,545	1,621	1,598	1,577	1,773	9,679
	合計	4,887	4,752	5,249	4,910	4,850	5,323	29,971
		4,5月分	6,7月分	8,9月分	10,11月分	12,1月分	2,3月分	合計
R2年度	上水	3,029	2,600	2,875	2,946	2,798	2,424	16,672
	井戸水	2,006	1,684	1,858	1,889	1,800	1,525	10,762
	合計	5,035	4,284	4,733	4,835	4,598	3,949	27,434
R3年度	上水	2,001	1,804	1,332	2,221	2,589	2,645	12,592
	井戸水	1,233	1,131	1,057	1,142	1,335	1,103	7,001
	合計	3,234	2,935	2,389	3,363	3,924	3,748	19,593

別添4

平成31年～令和3年度 修繕・工事 一覧表(10万円未満)

年度	修繕・工事名等	金額(円) 税込
平成31年度	ウォータークーラー(3台)修理費用ほか 23件	819,403
令和2年度	洗面水栓修繕(二の湯)ほか 12件	752,290
令和3年度	週間タイマー修繕ほか 8件	375,100
	合 計	1,946,793